

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、令和二年七月三日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

令和二年七月十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 争議行為を行う労働組合  
別表に掲げる労働組合
- 二 事件  
夏季一時金の支給額及び支給方法の変更の要求に関する件
- 三 日時  
令和二年七月十四日始業開始八時四十五分から八時間十五分の間
- 四 場所  
別表に掲げる労働組合の組合員が従事する職場
- 五 概要  
組合員の在籍する全職場において、ストライキを実施する。

別表

労働組合名	執行委員長名	組合員が従事する職場	所在地
全済生会労働組合 合東部地区本部 川口病院支部	小原 明	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院	埼玉県川口市西川口五―一 一―五
		社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院健診センター	埼玉県川口市西川口五―一 一―五